

国旗及び県旗の取扱いについて

平成 13 年 3 月 29 日
例規第 33 号
神総発第 100 号
各所属長あて

本部長

改正 平成 17 年 3 月 31 日例規第 19 号神務発第 722 号

このたび、神奈川県警察における国旗及び県旗の取扱いについて次のとおり定め、平成 13 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

おって、国旗および県旗の掲揚について（昭和 38 年 12 月 20 日 例規、神総発第 234 号）は、廃止する。

記

1 趣旨

国旗及び国歌に関する法律（平成 11 年法律第 127 号）が制定されたことにかんがみ、神奈川県警察における国旗及び県旗の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 国旗

国旗及び国歌に関する法律第 1 条に規定する国旗をいう。

(2) 県旗

神奈川県の県章旗をいう。

(3) 祝日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日をいう。

(4) 平日

月曜日から金曜日までの日をいう。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日

イ 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日（前アに該当する日を除く。）

3 警察庁舎における国旗及び県旗の掲揚

(1) 掲揚する庁舎

神奈川県警察庁内管理規程（昭和 54 年神奈川県警察本部訓令第 15 号。以下「庁内管理規程」という。）別表に掲げる警察の用に供する庁舎（掲揚設備を有しない庁舎を除く。以下同じ。）及び訓練センター

(2) 掲揚する日時

平日及び祝日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(3) 掲揚する場所

ア 平日

庁舎の屋上又は屋外の掲揚ポール

イ 祝日

庁舎の玄関又は正門

(4) 掲揚の方法

ア 平日

掲揚ポールに掲揚するものとし、その掲揚方法は、次のとおりとする。

- (ア) 1本の掲揚ポールを有する施設については、国旗のみを掲揚すること。
- (イ) 2本の並立した掲揚ポールを有する施設については、施設外から見て左側の掲揚ポールに国旗を、右側の掲揚ポールに県旗を掲揚すること。
- (ウ) 3本の並立した掲揚ポールを有する施設については、施設外から見て左側の掲揚ポールに国旗を、中央の掲揚ポールに県旗を掲揚すること。
- (エ) 庁舎屋上に1本の掲揚ポールを有し、かつ、地上に2本又は3本の並立した掲揚ポールを有する施設については、地上の掲揚ポールに前(イ)又は(ウ)の方法で掲揚すること。

イ 祝日

庁舎の玄関又は正門に国旗及び県旗を並立させ、又は旗竿を交差させて掲揚するものとする。この場合において、国旗を施設外から見て左側に掲揚し、旗竿を交差させるときは、国旗の旗竿が外側になるように位置させるものとする。

(4) 弔意を表す国旗及び県旗の掲揚

弔意を表す国旗及び県旗の掲揚は、警察本部長が別に指示するところにより行うものとし、その掲揚方法は、次のとおりとする。

- ア 弔意を表す国旗及び県旗の掲揚方法は、特に指示ある場合のほかは、半旗によること。
- イ 半旗の掲揚は、国旗及び県旗を掲揚ポール等の最上部まで揚げた後、国旗及び県旗の最上部が旗の縦の長さの半分となる位置に降ろして掲揚すること。

[平成17年例規19号神務発722号・本項一部改正]

4 交番及び駐在所における国旗の取扱い

交番及び駐在所については、祝日に国旗を掲揚するものとする。この場合における掲揚時間は、庁舎と同様とし、勤務員の不在等を考慮の上、国旗の盗難、破損等の防止に努めなければならない。ただし、交番及び駐在所において国旗を掲揚することにより、周囲の交通等に支障を来すおそれがある場合等で、警察署長が国旗を掲揚することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

5 式場等における国旗の取扱い

公式の行事等で国旗を掲揚し、又は国旗及び県旗を掲揚する必要があるときは、原則として、次の方法によるものとする。

- (1) 会場内に国旗を掲揚する場合は、会場正面の壁面中央部に掲揚することとし、これにより難しい場合にあっては、会場正面に向かって左側の位置に掲揚すること。
- (2) 会場内に県旗を併せて掲揚する場合は、会場正面に向かって左側に国旗を、右側に県旗を掲揚すること。

6 責任者の指定

庁内管理規程別表に掲げる庁舎の管理責任者は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員のうちから国旗等取扱責任者を指定し、その適正な取扱いに努めさせるものとする。

なお、訓練センターの国旗等取扱責任者については、栄警察署長が指定するものとする。

7 留意事項

- (1) 国旗及び県旗は、破損、汚損等に十分に留意し、丁寧に取り扱うこと。
- (2) 掲揚設備を有する所属にあっては、当該設備の保守、点検に努め、当該設備に破損、腐食等の異常が認められる場合は、速やかに、整備のための必要な措置を講ずること。
- (3) 特別に指示のある場合を除き、降雨、降雪、強風等で掲揚することにより国旗又は県旗に汚損又は破損のおそれがある場合は、掲揚しないものとする。